

## 与党提言（4次）における主な提言項目と対応状況等

## 第1章 原子力事故災害被災地域の復興加速化に向けて

## 1. 地域の将来像

（記載は2月末時点を原則）

提言内容	担当省庁	対応状況
中長期的な地域の将来像の策定	復興庁 支援T	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難指示等の出た12市町村の中長期かつ広域的視点からの将来像策定のための有識者検討会を今後開催し、県・市町村との連携のもと、検討を深め、夏頃までに提言を取りまとめる。</li> <li>○ イノベーション・コースト構想の具体化に向けて、関係省庁等が参加する個別検討会や、国、福島県、地元市町村等が参加する推進会議で検討中。</li> </ul>
双葉郡が一体となった広域的取り組みの検討	復興庁 文科省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難指示等の出た12市町村の中長期かつ広域的視点からの将来像策定のための有識者検討会を今後開催し、県・市町村との連携のもと、検討を深め、夏頃までに提言を取りまとめる。（再掲）</li> <li>○ 27年4月に広野町に開校する中高一貫校（福島県立ふたば未来学園高等学校）の設置に要する経費を支援。また、中高一貫校をはじめとした双葉郡内の学校等における復興教育支援のための予算を27年度予算案に計上するとともに、文部科学省職員を副校長として派遣。</li> </ul>
町内復興拠点等のまちづくりとインフラ整備の加速化	復興庁 環境省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 旧市街地への帰還の見通しが立たない市町村において、その代替となる新たな市街地を整備するための復興再生拠点制度や、住民の帰還に向けた環境を整備するための交付金の創設等を内容とする福島復興再生特別措置法の一部改正法案を今国会に提出。</li> <li>○ 根本イニシアティブと連携し、26年8月に大熊町において、復興拠点とされている下野上地区周辺について、町の復興に向けて除染の実施を発表。</li> </ul>

## 2. 除染・中間貯蔵施設整備等の促進

中間貯蔵施設整備	環境省 復興庁 法務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 26年9月1日に、福島県が施設の受入れを表明、大熊・双葉両町長から地権者への説明を了承する旨が伝達。その際、搬入には県外最終処分法案の成立等の5項目の確認を求められた。</li> <li>○ 9月から10月にかけて、地権者を対象に説明会を県内外で合計12回開催。順次、個別訪問等による丁寧な説明を実施し、公共用地の損失補償の基本的ルールの下で、最大限の補償を行うこととしている。また、中間貯蔵施設開始後30年以内の県外最終処分の法制化等を規定する日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律が26年11月に成立、12月に施行。新規かつ追加的な財政措置については、県及び両町のニーズを踏まえ、中間貯蔵施設等に係る交付金等を計上した26年度補正予算が2月に成立。中間貯蔵施設等に係る交付金は3月20日、原子力災害からの福島復興交付金は3月24日にそれぞれ交付決定済。さらに、関係自治体等から構成される輸送連絡調整会議における意見を踏まえ、11月に輸送基本計画を、27年1月に輸送実施計画を取りまとめ、公表。まずは、本格的な輸送の早期実施に向け、大量の土壌等</li> </ul>
----------	-------------------	---

		<p>を安全かつ確実に実施できることをパイロット輸送として概ね1年程度をかけ、確認していくこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 27年3月に福島県、大熊・双葉両町から搬入受入れが伝達され、3月13日から搬入を開始。また、同日、「中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書」を締結。</li> <li>○ 27年度予算案において、中間貯蔵施設に係る用地交渉等を加速するため、職員を81名増員要求、県外最終処分に向けた技術の調査・研究を推進するため職員を2名増員要求。</li> <li>○ 登記事務処理の適正・迅速な実施（中間貯蔵施設整備）のために必要となる体制整備のための経費について、27年度予算案に盛り込まれたことから、体制整備に向け準備中。</li> <li>○ 除去土壌等の仮置場における保管の延長について地元の理解を得るため、26年11月に関係市町村への説明会を開催したほか、必要に応じ、市町村と一緒に国からも説明を行うなどの個別対応を実施中。</li> </ul>
除染	環境省 復興庁 文科省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 26年8月1日に復興庁及び福島県内の4市（福島市・郡山市・相馬市・伊達市）とともに発表した「除染・復興の加速化に向けた国と4市の取組中間報告」において、個人線量に着目した効果的な除染の重要性について記載しており、本報告書について4市以外の自治体も対象とした説明会を開催したほか、個別に訪問して意見交換等も実施。</li> <li>○ 国直轄除染については、26年3月末までに田村市、楡葉町、川内村及び大熊町で面的除染、8月末までに葛尾村及び川俣町で宅地除染が終了し、12月末までに飯舘村においても宅地の除染がおおむね終了。また、市町村除染についても、福島県外の約7割の市町村において面的除染が完了又は概ね完了。</li> <li>○ 「除染・復興加速のためのタスクフォース」第3回を26年8月に開催し、除染とインフラ復旧の一体的施工など復興関連施策を連動させた複合的取組について、関係省庁で連携を強化。</li> <li>○ 除染の加速化・円滑化への理解と機運の醸成のため、「除染情報プラザ」の展示や地域への専門家派遣、パンフレットの配布、地元テレビ・新聞等との連携等を通じ、除染・放射線・個人線量等に関する分かりやすく丁寧な情報提供を実施中。</li> <li>○ 放射線測定や放射性物質の環境動態、効率的な除染や除去土壌等の減容・再生利用等に関する技術開発等を実施中。</li> </ul>
放射性物質汚染廃棄物（指定廃棄物）の処理の促進	環境省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福島県内の既存の管理型処分場の活用については、26年4月に楡葉町、6月に富岡町に対し住民説明会を開催。また、27年2月に富岡町の議会に対してさらなる説明を実施。（現在、地元のご意見を踏まえ、両町や福島県と協議中。）</li> <li>○ 関係5県の処理施設については、26年1月に宮城県で3カ所、7月に栃木県で1カ所詳細調査の候補地を公表。8月下旬より、宮城県の詳細調査候補地で詳細調査を開始。千葉県では、4月に詳細調査候補地の選定手順が確定し、現在選定作業中。</li> <li>○ 風評被害・地域振興策として、26年度予算で、5県50億円を計上。また、25年度補正予算で、指定廃棄物対策担当参事官を新設するとともに、職員を14人増員。</li> </ul>

### 3. 早期帰還の支援

<p>汚染廃棄物対策 地域内の災害廃 棄物等の処理</p>	<p>環境省</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対策地域内廃棄物処理計画（25年12月に一部改定）に基づき処理を実施中。なお、帰還困難区域については、廃棄物処理に従事する作業員の安全確保等の点に鑑み、当該地域における今後の線量低減の見通しを見極めつつ、処理方針について検討。</li> <li>○ 檜葉町、南相馬市では津波がれきの仮置場への搬入を完了。浪江町、双葉町、富岡町では、津波がれきの撤去を実施中。</li> <li>○ 仮置場については、27年3月末時点で、当面必要な25カ所において供用開始済（うち2カ所においては原状復旧済）。</li> <li>○ 仮設焼却施設については、27年3月末時点で、4施設（飯舘村・小宮、川内村、富岡町、南相馬市）が稼働中、3施設（葛尾村、浪江町、飯舘村・蕨平）が建設工事中。檜葉町では設置に向けて地元調整中。</li> </ul>
<p>復興まちづくりに 必要な家屋や 建物等の解体撤 去</p>	<p>復興庁 環境省</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対策地域内においては、地震及び津波による被害だけではなく長期避難による荒廃も加味して市町村が半壊以上と評価した建物等については、環境省で解体を実施。その旨、各市町村に周知し解体申請を受付中。</li> <li>○ 半壊未満とされ、帰還意思のない住民の家屋が放置され、今後、帰還者の安全確保や区域の荒廃抑制等の観点から支障が生じる場合には、復興庁事業により解体できることとなっている。</li> <li>○ リフォーム廃材については、福島県産業廃棄物協会等を通じて処理業者を紹介。</li> </ul>
<p>早期帰還を目指 す市町村の支援</p>	<p>復興庁 支援T 総務省</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 檜葉町については、避難指示解除及び帰還開始に向け、             <ul style="list-style-type: none"> <li>①26年5月の「帰町の判断」公表の際に示された「今後の重点施策」への対応の工程表案を町に提示し、国・県・町・その他関係機関での調整を実施中。</li> <li>②27年1月から、国と町議会との意見交換を実施中。（3回）</li> <li>③27年2月から、国・県と住民各層とが町の復興について意見交換を行う「ならば復興加速円卓会議」を実施中。（1回）</li> <li>④27年3月には町議会全員協議会及び行政区長会議において、4月早々から準備宿泊を開始するべく調整・準備を開始するとの国の方針を説明。</li> <li>⑤準備宿泊開始後に住民懇談会を実施する方針。</li> </ul> </li> <li>○ 26年9月に、福島県内外に避難する浪江町民を対象に、行政情報・放射線量情報の提供や、町民同士の情報交換を可能とするシステムを構築し、27年1月30日より運用開始。</li> <li>○ 南相馬市における特定避難勧奨地点について、26年12月28日に解除。解除にあたっては、住民の方々の放射線への不安に対応するため、相談窓口の設置、国の職員による個別世帯への訪問・説明等を実施。これにより伊達市、川内村含め、特定避難勧奨地点はすべて解除。</li> <li>○ 26年4月1日に解除を実施した田村市では、20km圏内の地域で、人口の43%、世帯の51%の方が帰還（27年2月末時点）。また、27年1月には、都路地区にコンビニエンスストアが国の支援で新規オープン。26年10月1日に避難指示を解除した川内村では、27年2月時点で人</li> </ul>

		<p>口の 58%、世帯の 53%の方が帰還（川内村全域）。災害公営住宅の整備や新しい商業施設の開設など更なる復興に向けた取組を実施中。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、地元との協議等で提起された課題に福島再生加速化交付金等に対応するなど、上記以外の市町村においても避難指示を解除できる環境整備を進めていく。</li> </ul>
放射線不安への対応	復興庁 支援 環境省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村等が行う個人線量の把握・管理や線量低減に向けた取組を福島再生加速化交付金により支援中。</li> <li>○ 市町村等による相談員の配置を福島再生加速化交付金により支援中。また、国・県・市町村・有識者で構成する効果的事例共有等の場を開催し、効果的運用を支援。</li> <li>○ また、相談員の研修等のための国の支援拠点等について整備等・措置済。</li> </ul>

#### 4. 長期避難者・地域に対する支援

廃棄物処理施設の整備・拡充	環境省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いわき市などの被災地における市町村による一般廃棄物処理施設の更新・改良に対し、循環型社会形成推進交付金による支援を実施中。</li> </ul>
竜田駅以北のJR常磐線復旧	国交省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在、JR常磐線の不通区間となっている原ノ町～竜田駅間については、27年3月10日に「全線開通」方針とあわせて、その具体的な手順としての区間毎の開通時期の見通しなどの方針を決定。</li> </ul>
防犯対策（主に侵入窃盗対策）の強化	警察庁 復興庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別派遣部隊及び特別出向者を含む福島県警察によるパトロール活動、自治体や住民と連携したパトロール等を実施中。</li> <li>○ 国道6号線の通行規制解除に伴い、26年9月9日、福島県警と関係自治体等による「双葉郡パトロール隊合同対策会議」を開催するとともに、規制解除当日の9月15日にパトロール出動式を行い、警戒活動を強化。</li> <li>○ 避難区域の治安対策を強化するため、27年2月1日、福島県警特別警ら隊相双分駐隊の活動拠点を南相馬警察署から双葉警察署浪江分庁舎に移転。</li> <li>○ 常磐道の全線開通及び国道288号線の通行自由化に伴い、27年2月28日、福島県警と民間パトロール隊等が参加してパトロール出動式を行い、警戒活動を強化。</li> <li>○ 防犯対策の強化に向けた市町村における取り組みを復興庁事業により支援中。</li> </ul>
福島復興に必要な労働力の確保等	内閣府 復興庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 26年2月に応急仮設住宅の空き住戸の活用について、被災者以外の者が、要件を満たす場合には、応急仮設住宅へ一時的に入居させることが可能な旨、周知。</li> <li>○ 26年5月に取りまとめた住宅再建・まちづくりの加速化措置（第5弾）に基づき、遠隔地から工事従事者を確保する際に必要な仮設宿泊施設等の整備や住宅資材の融通や応援職人の手配等を支援。</li> </ul>

#### 5. 原発事故・災害対策

原子力損害賠償	文科省 エネ庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東電より「早期帰還者賠償」の具体的な賠償基準・申請方法等について公表済（26年3月）。</li> <li>○ 東京電力による賠償が迅速に行われるよう、「原子力損害賠償紛争解決センター」による和解の仲介等を実施中。</li> </ul>
---------	------------	--

		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東電において、26年4月14日より一括慰謝料（精神的損害）、同年7月23日より住居確保損害に係る賠償の申請受付を開始。引き続き、これら賠償が円滑に支払われるように指導。</li> <li>○ 27年3月以降の営業損害賠償について、東日本大震災復興加速化本部部長からの申入れ、地元関係者のご意見等を踏まえ検討中。</li> </ul>
<p>廃炉・汚染水対策の安全、着実な実施</p>	<p>エネルギー省 文科省</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 26年9月に増設多核種除去設備、同年10月に高性能多核種除去設備が試験運転を開始。26年度内にタンク起因の敷地境界実効線量を1mSv/年未満に低減することを目指し、多核種除去設備以外の設備も追加導入し、タンク内約60万トンの汚染水のうち、4分の3余りを浄化（27年3月現在）。</li> <li>○ 26年5月に地下水バイパスの運用を開始。他の対策と併せ、建屋への地下水流入量が約400m<sup>3</sup>から300m<sup>3</sup>に低減。</li> <li>○ 汚染水貯蔵用タンクの増設を計画より2年前倒し、80万m<sup>3</sup>の容量を確保。</li> <li>○ 東電は、26年12月に4号機使用済燃料プールからの燃料取り出しを完了。</li> <li>○ 26年9月に、「日本原子力研究開発機構（JAEA）」が櫛葉遠隔技術開発センターの起工式を実施し、27年夏頃の運用開始を目指し建設中。</li> <li>○ 東電は、1号機建屋カバー解体に向け、3月から準備工事を開始。</li> <li>○ 27年2月に26年度補正予算が成立。廃炉・汚染水対策について、技術的に難易度が高く、国が前面に立って取り組む必要がある課題の解決を目指し、198.5億円を基金向けに計上。</li> <li>○ 原子力損害賠償支援機構法の一部改正法案が、前通常国会（26年5月）で成立。26年8月から原子力損害賠償・廃炉等支援機構として、「戦略プラン」の作成などの事故炉の廃炉支援に係る業務を開始。</li> <li>○ 26年2月に設置した廃炉・汚染水対策福島評議会等により、地元をはじめ国民に向けて、廃炉・汚染水対策の進捗の正確な情報発信を実施中。</li> <li>○ 「原子力損害賠償・廃炉等支援機構（NDF）」や「技術研究組合国際廃炉研究開発機構（IRID）」等と連携し、国内外の叢智を結集しながら廃炉に必要な研究開発を進めるとともに、研究拠点の設置に向けた準備を実施中。</li> <li>○ 廃炉に係る国内外の叢智を結集するため、27年4月にJAEAに「廃炉国際共同研究センター」を設置予定。また、同センターの「国際共同研究棟」を福島県内に整備（28年度中）するための予算を27年度予算案に計上。</li> </ul>
<p>風評被害対策</p>	<p>消費者庁 内閣府 規制庁 厚労省 農水省 経産省 国交省 環境省</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 世界で最も厳しいレベルの基準値に基づく放射性物質検査の徹底により食品の安全を確保。</li> <li>○ 福島県内を中心に、環境中の放射線量の着実な測定を行うとともに、測定結果の国内外への公表を実施中。</li> <li>○ 放射線に関する情報提供の総点検の実施、リスコミの全国展開等を継続的に推進。</li> <li>○ 「食べて応援しよう！」の実施、マスメディアを活用した「福島ブ</li> </ul>

		ランド」の発信、国内外からの被災地への誘客促進、諸外国の輸入規制の緩和・撤廃に向けた粘り強い働きかけの継続。
将来の複合災害対応	内閣府 規制庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 26年10月に、内閣府に原子力防災を担当する専任の政策統括官組織を設置。</li> <li>○ 26年8月に政府の危機管理組織の在り方に係る関係副大臣会合を立上げ、わが国における最適な危機管理体制の在り方を検討し、27年3月30日に最終報告をとりまとめ。</li> </ul>

## 第2章 東日本大震災被災地域の更なる復興加速化へ向けて(共通課題)

### 1. 住まいの再建・インフラ整備

被災者の方への明確な目標の提示	復興庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地区単位の詳細な工程表や住宅・宅地の戸数の供給実績及び供給目標を示した「住まいの復興工程表」を9回公表済。</li> </ul>
事業の加速化に向けた対応、事業実施の隘路の克服	復興庁 法務省 環境省 国交省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 復興事業による宅地整備等に対応した民間住宅の自立再建を支援するため、造成された宅地を被災者に早期に引き渡す手順や被災者が住宅を再建する際の具体的な相談への対応方策等を「民間住宅の早期自立再建支援パッケージ」として取りまとめ済(26年5月)。また、現場の声を丁寧に伺い、災害公営住宅の国庫補助対象額の引き上げや資材・人材の情報共有など、これまでの加速化策を充実・補完した「総合対策」を取りまとめ済(27年1月)。</li> <li>○ 登記事務処理の適正・迅速な実施(防災集団移転促進事業等に係る登記事件への対応、復興型登記所備付地図作成作業の実施)に必要な体制整備のための経費について、27年度予算案に盛り込まれたことから、体制整備に向け準備中。</li> <li>○ 27年度予算案において、除染、廃棄物処理及び中間貯蔵施設の用地取得を加速するため、職員を138名増員要求。</li> <li>○ 防集移転元地の早期処分を可能とした措置について、地方公共団体を対象とした説明会等を開催し周知徹底に努めるとともに、適切な運用が図られるよう助言等を実施。</li> <li>○ 防集移転元地を活用して復興まちづくり・地域づくりの事業を実施している事例や活用されている事業手法を紹介する「防集移転元地の活用に関する事例集」を作成(27年1月)。</li> <li>○ 災害公営住宅の工事を確実・円滑に実施するため、被災地の個別の実情を踏まえつつ、実勢に対応した予定価格の設定、物価上昇等への的確な対応、資材・人材のマッチングサポートの開始・展開等からなる「災害公営住宅工事確実実施プログラム」を取りまとめ済(26年9月)。</li> <li>○ 被災地における工事費の状況や特殊な条件下での工事実施に対応するため、災害公営住宅の標準建設費についてさらなる引上げ(27年1月(併せて、被災地を含む全国分について27年度予算案において引上げ))。</li> <li>○ 災害公営住宅建築工事において、実態調査に基づき、揚重機械器具費の増加実態に対応するため、共通仮設費を引上げ(27年2月関係地方公共団体に通知)</li> <li>○ 公共工事設計労務単価については、公共事業の円滑な執行に万全を期</li> </ul>

		<p>すため、労働市場の実勢を反映する形で、例年 4 月からのところを 2 月 1 日に前倒して改訂。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 復興交付金第 10 回配分の際に「復興交付金の活用促進の方針」を示し、住宅供給の本格化に伴う新たな生活の立ち上げへの機動的な支援を行うため、効果促進事業一括配分の対象となる基幹事業に災害公営住宅整備事業を追加すること等を実施（26 年 11 月）。</li> <li>○ 今後、学校、病院等の公共建築分野の整備が本格化することから、各県及び市町村、建設業協会、設計団体に対し、「営繕積算方式」の臨時の説明会を開催（191 団体・者、319 名が参加）し、普及を促進。</li> <li>○ 26 年 1～12 月の 1 年間で、「公共建築相談窓口」の個別相談を東北地方整備局管内において、101 団体、延べ 115 件受付。引き続ききめ細やかな取組を実施中。</li> </ul>
--	--	---

## 2. 生業・産業・基幹交通の復興

<p>生業・産業の復興</p> <p>復興庁 文科省 農水省 経産省 国交省 金融庁</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ グループ補助金について、交付決定後に資材等価格の高騰により復旧工事契約を結べていない事業者に対する増額措置をこれまで 2 回実施し、今後も継続する。また、店舗兼住宅を復旧するための資金調達における担保権設定ができるよう実態を整理の上、対応済。さらに、グループ組成が困難な事業者に対しては、既採択グループに新たな構成員として追加するなど柔軟な対応を実施中。</li> <li>○ 従前の施設等への復旧では事業再開等が困難な場合には、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組の実施もグループ補助金で支援出来るよう、27 年度予算案に盛り込んだ。</li> <li>○ 被災地の企業立地を促進し、産業の復興を加速するための津波・原子力災害被災地向けの企業立地補助金について、累計 374 件、約 1,494 億円を採択（27 年 2 月末時点）。</li> <li>○ 津波・原子力災害被災地向けの企業立地補助金を拡充し、被災地域におけるまちづくり会社・自治体等による商業施設等の整備支援を実施中。累計 4 件、約 12 億円を採択（27 年 2 月末時点）</li> <li>○ 農地復旧や除塩等を進め、津波被災農地のうち約 7 割で営農再開が可能となっている（27 年 1 月末時点）。</li> <li>○ 農地の大区画化等の区画整理（約 9,000 h a）を実施中。</li> <li>○ 漁港の復旧は、27 年度までに目途を付けるべく陸揚げ岸壁の嵩上げ等を実施中（96%の漁港において、陸揚げが可能（部分的に可能な場合を含む。）27 年 2 月末時点）。</li> <li>○ 26 年 6 月、被災地の創造的な産業復興を進めるための「産業復興創造戦略」を策定。</li> <li>○ 「新しい東北」官民連携協議会の下、被災地で事業展開されている多様な主体（企業・大学・NPO 等）による取組について、情報の共有・交換を進め、様々な連携を推進。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 26 年 7 月、協議会の下に復興金融ネットワークを設立。被災地における新たな資金供給の創出、官主導の取組による復旧から民主導の取組による本格的な復興、に向けて取組中。</li> <li>・ 26 年 11 月、協議会の下に販路開拓支援チームを設立。被災地の水産</li> </ul> </li> </ul>
--	--	--

		<p>加工業等が抱える「販路開拓」等の課題の克服に向け、被災地事業者の販路開拓支援に取り組む企業や団体の間で、互いの強みを活かした連携を進め、新たなアクションの創出に向けた取組を実施中。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・27年4月、協議会の下に企業連携グループを設立。自治体、産業支援機関、商工会議所・商工会等の連携を促進することで、企業支援体制を強化することとしている。</li> <li>・「WORK FOR 東北」事業により、被災地が必要としている民間の専門人材を現地に派遣。</li> </ul> <p>○ 産学官連携による東北発科学技術イノベーション創出プロジェクトにおいて、目利き人材による被災地企業ニーズと全国の大学等の技術シーズのマッチングや、地域発イノベーションを創出する仕組みの構築支援などを実施中。</p> <p>○ 地盤沈下により復興が困難となっている中小造船事業者等が、移転・集約等による経営基盤の強化を目的に造船施設等を整備する事業に対して、造船業等復興支援事業費補助金により支援を実施中（25年8月～）。</p> <p>○ 復興交付金第10回配分の際に「復興交付金の活用促進の方針」を示し、防集移転元地による地域資源を活用した意欲的な取組を効果促進事業等により支援し、地域の生業・賑わいの再生を推進すること等を実施（26年11月）。</p>
基幹交通の早期復旧・整備	国交省	<p>○ 常磐自動車道については、26年12月6日に浪江～南相馬、相馬～山元間が開通、27年3月1日に常磐富岡～浪江間が開通し全線開通済。</p> <p>○ 復興道路等の早期整備に向け、順次工事を進めており、早期開通に向け引き続き整備（工事着手率：94%（26年12月末時点））。</p> <p>○ 港湾施設については、復興工程計画に定められた全ての港湾施設について着工済（工事完了率：95%（26年12月末時点））。</p> <p>○ 鉄道については、JR石巻線の運転再開（3月21日）及びJR山田線の復興工事着手（3月7日）など着実に復興が進んでいる（再開した路線率：91%（26年12月末時点））。また、JR大船渡線及びJR気仙沼線については、復興調整会議等において対応を検討中。</p>
鳥獣被害対策	農水省 環境省	<p>○ 侵入防止柵の整備や捕獲活動等、鳥獣被害防止対策に対する支援を実施。</p> <p>○ 住民の帰還に向けた環境整備のため、イノシシ等の捕獲、防除対策を実施。</p>

### 3. 被災者の健康・生活支援

総合的な被災者支援の施策の推進	内閣府 復興庁 総務省	<p>○ 避難生活の長期化や被災者の分散化など復興のステージの進展に伴う課題に適切に対応するため、27年1月に「被災者支援（健康・生活支援）総合対策」を策定し、被災者に寄り添った支援を実施。</p> <p>○ 新たな活動主体や支援者間の連携強化、企業の社会貢献活動と自治体のマッチングなど見守り体制の充実を図る被災者支援コーディネート事業について、27年1月から実施。</p> <p>○ NPO等の復興支援に必要な基礎的能力の向上を目的とした講習会、運営力強化に資する先駆的な取組への支援等を実施中であり、27年度予</p>
-----------------	-------------------	--

		<p>算についても概算決定済。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 26年7月に岩手県において、被災者の生活再建支援に必要な被災者情報を管理・共有するデータ基盤を構築する事業について、27年10月の運用開始に向け、事業を実施中。また、宮城県東松島市においても、27年度中の事業実施に向けて現在調整中。</li> </ul>
長期避難者の心と体のケア、見守りの推進	復興庁 総務省 文科省 厚労省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談員・復興支援員の充実・確保等により見守り活動の推進を図る。</li> <li>○ 新たな活動主体や支援者間の連携強化、企業の社会貢献活動と自治体のマッチング等見守り体制の充実を図る被災者支援コーディネート事業について、27年1月から実施。(再掲)</li> <li>○ 自治体等が計画する地域活性化等の取組への参画促進により、被災者の生きがいを支援する「心の復興」事業について27年度から実施。</li> <li>○ 被災者健康・生活支援総合交付金を創設し、被災自治体における「被災者の見守り・コミュニティ形成」や「被災した子どもに対する支援」の取組を一体的に支援。</li> <li>○ 福島県では、放射線に対する不安など、特有の課題に対応するための相談員の充実を支援。</li> <li>○ 被災者支援に関するデータのプラットフォーム化を進めている自治体の事例を他の自治体に対して周知。</li> <li>○ 福島県からの県外自主避難者による帰還・定住の判断に寄与するため、避難元及び避難先における避難者支援情報の提供や避難者の困りごと等に対する相談等を実施。</li> <li>○ 長期避難者の生活拠点となる原発避難者向け復興公営住宅について、全体整備計画4,890戸のうち、26年度内に509戸の入居を開始。</li> <li>○ コミュニティ交流員を配置し、復興公営住宅入居者同士や地域住民との交流イベント等を実施。</li> <li>○ 学校へのスクールカウンセラー等の派遣や教職員加配など心のケアや学習支援に関する取組及び地域住民の学習・交流活動の促進を実施中。</li> </ul>
被災者に係るコミュニティづくりの支援	復興庁 総務省 厚労省 国交省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談員・復興支援員の充実・確保等によりコミュニティ活動の支援を図る。</li> <li>○ 新たな活動主体や支援者間の連携強化、企業の社会貢献活動と自治体のマッチング等見守り体制の充実を図る被災者支援コーディネート事業について、27年1月から実施。(再掲)</li> <li>○ 復興交付金第10回配分の際に「復興交付金の活用促進の方針」を示し、住宅供給の本格化に伴う新たな生活の立ち上げへの機動的な支援を実施。(再掲)</li> <li>○ 災害公営住宅の建設に際して、コミュニティの形成に配慮した建物の配置・仕様やスペースの設置等の検討を支援。</li> <li>○ 仮設住宅の集約化に向けた取組の事例の共有等を実施予定。</li> </ul>
医療・介護の再生復興	厚労省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災3県+茨城県に地域医療支援センターを設置済。</li> <li>○ 被災県の医療提供体制の再構築を支援するため、県に設置している地域医療再生基金の積み増しを27年度予算案に盛り込んだ。</li> </ul>
医師や看護師等	厚労省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県に設置した地域医療再生基金等により、医師や看護師確保のため</li> </ul>

の不足への対応		<p>の様々な施策を実施。看護職員確保のため、福島県では、25 年 10 月から、離職した看護職員が復職する際の支度金の支給や都市部から転職する際の給与差補てん等の事業を実施中。</p> <p>○ 介護人材確保のため、今年度から「被災地における福祉・介護人材確保事業」を実施。より一層の周知・広報に努めている。</p>
---------	--	---